

5 措置費及び施設報酬等の剰余金の使途制限について

	剰余金の積立				繰越金（支払資金残高）の使用		
	1 積立の可否				2 積立（引当）金の目的外使用	1 使用の可否	2 使 途
	人件費積立金	修繕積立金	備品等購入積立金	その他積立金			
措置施設	当該年度の人件費支出額の6ヶ月分が限度	累積で2,500万円が限度	累積で2,500万円が限度	×	所管庁への事前協議必要	事前協議必要	当該施設の運営や入所者処遇に必要な経費に限り使用可
保育所				施設整備積立金のみ可	所管庁への事前協議必要	事前協議必要	当該施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費に限り使用可
特別養護老人ホーム					移行時特別積立金については、理事会の承認を得た後に、老人福祉施設、老人居宅生活支援事業、公益事業のうち介護保険法上の居宅サービス事業及び居宅介護支援事業に係る次の経費に使用可 ア.施設・設備整備費並びに用地の取得 イ.事業に要する経費		次の経費には充てられない a社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業（介護保険法に定める指定居宅サービス事業及び指定居宅介護支援事業を除く）及び収益事業に要する経費 b社会福祉法人外への流出（貸付を含む） c高額の役員報酬等実質的な剰余金の配当と認められる経費
支援費施設					移行時特別積立金については、理事会の承認を得た後に次の経費に使用可 ア.支援費移行時のつなぎ資金 イ.欠損の補填 ウ.施設・設備整備費並びに用地の取得 エ.事業に要する経費		次の経費には充てられない a社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業（事業規模が小さく、障害者（児）福祉事業を推進するために一体的に実施される事業を除く）及び収益事業に要する経費 b社会福祉法人外への流出（貸付を含む） c高額の役員報酬等実質的な剰余金の配当と認められる経費

*表中、 は無条件に可、 は原則可であるが条件や制限あり、 ×は一切不可であることを示す。